

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和元年12月23日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL <http://kawabatakam.news.coocan.jp/>

各駅停車

Vol. 7 4

Take a chance and hedge against risks

この1年、税理士業界の研修会などに出席して我が意を得たりと納得したこと、あるいは刺激になったり、印象に残った語録をピックアップしてみたい。

その前にまず健康対策である。100歳を目指して身体を大事にしなくてはとの意気込みで、免疫力を高める方策を講じたい。新見正則さん（オックスフォード大学医学博士・移植免疫の研究）の「健康マニアにつけるクスリ」（voice 8月号）から拾い読み。

“今の世の中、健康情報が溢れている。不安を煽って顧客を増やす作戦が喧伝されているがそれに乗ってはダメ。糖尿病や感染症の服薬は絶対必要だが、ちょっと必要な薬、必要でない薬もある。医者から微妙に遠ざかった方がいい。病院は調子が悪いときに行けばいいだけ。気楽に生きるのが一番健康。仕事だったり、家庭だったり、何か自分の気持ちちが充実するものを見つければよい。”

幸田露伴のいわゆる「心が気を率い、気は血を率い、血は体を率いる。そして脳が活性化する」伝である。気力が充実している方が病気になりにくい。歩いて美味しく食べられて、眠れて、お通じが出て「今日も健康だ」がいいのである。

次に相続対策。弁護士関根稔氏の「資産税についての全ての事項」研修会と納税通信「相続の話をしよう」から。

“資産税は相続税額を計算する知識ではなく、人生を語り、人生の構築の仕方を語る知識だ。依頼者の人生を管理するとともに、自分自身の人生を構築するための知識なのだ。長寿社会は相続に先立っての認知症と縁が切れない。

その場合に登場するのが成年後見制度。しかし、成年後見人が登場すると大きなリスクが生じる。家庭に法律や裁判所を入れるというリスクだ。仮に、被後見人の財産であっても、家族の財産は、家族のために使われる。それが円満な家庭の実態だと思うが、成年後見が宣告された場合は、被後見人の財産は被後見人のためにのみ使わなければならない。夫に相続が開始すれば法定相続分の遺産を取得する必要があるし、夫が遺言書を書いたとしても、妻の後見人は遺留分侵害額の請求をして遺産の最大限を妻（被後見人）に取得させる法律上の義務があるので、節税などを含めた相続税対策などは絶対に許されない。

成年後見制度のもう一つの実態は理解しておく必要がある。成年後見、保佐、補助の利用者の20%程度は市町村長が申立人になるという情報もある。つまり役所が自分で関わるのが面倒なので、裁判所にたらい回しをして裁判所が任命した専門家にその面倒を預けてしまう制度。その上、現在の制度運用では、利用者が後見人に不満があっても交替させるのが難しいといわれている。また、一旦成年後見人を選任してしまえば、その後の財産管理は非常に厳しいものになってしまうだけでなく毎月2万円～5万円ぐらい成年後見人に対する報酬が発生してしまう。家族にとってはたまったものじゃない。

どのような場合でも解決策は裁判所に頼り、法律に頼ることはよくない。各々が自己防衛すべきが上手な生き方だ。まず預金は家族に分散して管理しておくべきだ。”

以上、家族信託、遺言代用信託、自益信託、DES（デッド・エクイティ・スワップ）などについても言及したいが紙幅の関係もあり、別の機会に譲りたい。

年末年始の営業日のお知らせ

12月28日(土)～1月5日(日)は、お休みさせていただきます。
1月6日(月)より通常通り営業いたします。



令和2年から変わる個人税制

<給与所得控除等>

1. 控除額を一律10万円引き下げる。
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

<基礎控除>

1. 控除額を一律10万円引き上げる。
2. 合計所得金額が2400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、以下のようになります。

個人の合計所得金額			現行	改正
イ		2400万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (43万円)
ロ	2400万円超	2450万円以下		32万円 (29万円)
ハ	2450万円超	2500万円以下		16万円 (15万円)
ニ	2500万円超			0円 (0円)

()内は住民税所得割の基礎控除

<青色申告特別控除>

1. 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が55万円に引き下げられます。
 2. 上記1にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額が65万とされます。
- ①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出をその提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

当事務所で確定申告をされる方は、現行通り65万円が適用されます

※「10万円の青色申告特別控除」については改正はありません。

<その他>

公的年金等控除や扶養親族等の合計所得金額要件が変更になり、給与等の収入金額が850万円を超える居住者のうち、子育て世帯・介護世帯への配慮から所得金額調整控除という制度が新設されます。

文書による「調査」と「行政指導」

税務署から届く申告内容を確認する文書には、調査によるものと、行政指導によるものがある。その文書が調査に基づくものか、行政指導に基づくものかは、書面の文章から判断できるという。

税務署は、調査又は行政指導を行う際、具体的な手続きに入る前に、いずれに当たるのかを納税者に明示することとされており、書面の場合は文書中にその旨が明記されているとのことだ。

書面による調査の場合には、例えば「申告内容についての調査を文書により行います」等と記されている。

調査とは、納税者に具体的な指摘を行い、証拠資料となる書類の提出等を求めるもので、いわゆる「実地調査」と「実地調査以外の調査」に分けられるが、書面による調査は後者に当たるといえる。「実地調査以外の調査」は、実地調査をする当局側に要されている事前通知がなく、書面による調査の文書は郵送で届くようだ。

一方、書面による行政指導の場合には、例えば「この文書による確定申告についての回答のお願いは、行政指導に基づくものです」等と記されている。

行政指導とは、申告書に計算誤り等が疑われる場合に、納税者に誤り等に対する気づきを与えて、納税者の自発的な修正申告等を促すものだといえる。

書面による行政指導を受けて、納税者が自発的に来署し、職員と申告内容について相談しながら修正申告書を作成・提出等することも可能である。自発的に修正申告書を提出した場合、法定納期限後申告として延滞税が課されるが、過少申告加算税は賦課されない。

ただし、実地調査の調査通知を受け取った後は納付すべき税額の5%、「実地調査」や「実地調査以外の調査」が実施された後は10%ないし15%が賦課されるとのことだ。

～「税務通信」より～

来年も皆様にとって
良い年となりますように

